第6期 雲南市農業委員会第15回総会議事録

- 1. 日 時 平成30年9月20日(木) 13:34~14:39
- 2. 場 所 市役所3階 301会議室
- 3. 出席委員(17名)

 1番 錦織邦男
 2番 高田 耕
 3番 竹內 勉
 4番 奥田 武

 5番 神田邦昭
 6番 小山益男
 9番 佐藤博子
 10番 三原治雄

 11番 吾郷正司
 12番 高橋美佐子
 13番 橋本 博
 14番 三島輝昭

 15番 柳原昌広
 16番 嘉本輝雄
 17番 山本博子
 18番 内部武雄

 19番 加藤一郎

- 4. 欠席委員(2名) 7番 山本裕子 8番 吉廣丈晴
- 5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾 統括主幹 渡部一雅 (農政課)
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第103号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第106号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。
	ご起立ください。
	一同互礼。
	ご着席ください。
議長	ただ今の出席委員は17名であります。
	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第15回総会を開会いたします。

発信者	議事録要旨							
議長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。							
	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。							
	議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番吾郷正司委員、12番							
	高橋美佐子委員を指名します。							
議長	日程第2、諸報告を行います。							
	事務局より説明を求めます。							
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】							
	・会長専決処分の報告(県常設審議委員会諮問案件)について							
	・農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1号)届出書(農業用施設用地 ・農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1号)届出書(農業用施設用地							
	転用届)の受理について							
	・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について							
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について							
	・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について							
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について							
	・会議等の報告事項について							
	・会議等の予定について							
議長	以上で諸報告を終わります。							
	それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。							
	なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。							
	質問はございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。							
議長	日程第3、議案の上程を行います。							
	日程第3、職業の工程を11v1まり。 それでは最初に、「議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対							
	する承認について」を議題とします。							
	事務局より説明を求めます。							
	7 00 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
事務局	議案書8ページ「議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承							
	認について」を説明します。 9 ページをご覧ください。図面は最初のページから掲載							
	していますので一緒にご覧いただきますようお願いします。							
	今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇							
	○地区です。							
	申請番号1番~4番							
	○○町○○地区については、地目:畑2筆、田2筆の合計4筆、関係者は3名で合							

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	計面積は2,757 ㎡です。平成30年8月17日に現地調査を行っており、確認委員は
	○○推進委員さんです。
	申請番号5番~15番
	○○町○○地区については、地目:畑9筆、田2筆の合計11筆、関係者は3名で 合計面積は6,073㎡です。平成30年8月22日に現地調査を行っており、確認委員
	は○○委員さんです。
	申請番号16番~19番
	○○町○○地区については、地目がすべて田で合計4筆、関係者は3名で合計面積
	は 7,810 ㎡です。平成 3 0 年 8 月 2 7 日に現地調査を行っており、確認委員は○○委
	員さんです。
	すべての地区の合計は、地目が畑11筆、田は8筆の合計19筆、関係者は9名で
	合計面積は 16,640 ㎡です。 非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などや
	お長地証明の対象となる展地についてしまか、万国のこの土地は、耕作不過などではむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困
	難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。
	以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
	願いいたします。
	(MEL 0 = 2 to)
	(無しの声あり)
議長	 ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
議長	これが今年度皆さん方にお願いしている作業ですので、推進委員さん農業委員さん
	でそれぞれ受け持ちのところをやっていただきます。初めてここへ議案として出てき
	ましたが、今後皆さん方がやっておられるのが随時あがってくると思います。お三方
	の委員さん推進委員さんご苦労をおかけいたしました。引き続き残った分の整理をお
	願いしたいと思います。なお各農業委員さん推進委員の皆さん方、自分たちの地元の
	出来るところから取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。 何か質問はございませんか。
	[14] // * 頁 D (は こ ご V ' ま せ / V // *。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対
	する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することにご異議ございま
	せんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
PAX X	よって、「議第101号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認
	について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。
議長	次に、「議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としま
	す。
	事務局より説明を求めます。
事務局	「議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。議案
学 扬问	12ページをご覧ください。今回2件の申請が出ております。図面は7ページからで
	す。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△外2筆。地目は登記簿・現況ともに田で合計面積は 2,756 ㎡です。
	権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由
	は「自宅隣接の譲受人所有農地を譲り受け宅地とするため。また、自身は多忙のため
	農業規模を縮小したいため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、
	申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は交
	換により無償。確認は〇〇委員さんです。 から、
	なお、今案件に関連しまして後ほど説明いたします第5条の申請番号1番と関係しております。この関係がございまして土地代は交換により無償となっております。
	(おりより。この関係がこでいまして上地下では又換により無頂となっておりより。
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は 594 ㎡です。権利の種別
	は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は「高齢に
	なり耕作が困難になったため親戚関係にありかつ農業に対し意欲のあるものに土地を
	譲りたい」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は「申
	請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償。確認は○○
	推進委員さんです。
	以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる
	恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況
	等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件

要件のすべてを満たしていると考えます。

も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上について、ご審議よろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお 願いいたします。
	(無しの声あり)
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について」
	は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第102号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に、「議第103号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
	とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書13ページ 「議第103号 農地法第4条の規定による許可申請につ
	いて」提出のあった案件について説明をいたします。14ページをご覧ください。図面は、13ページから掲載していますので一緒にご覧いただきますよう
	お願いします。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 235 ㎡です。
	申請人は、○○町○○の□□□□□さん、転用目的は宅地拡張で、住宅1棟 160
	m ² を建設されます。転用理由は「老朽化が進む現在の宅地は狭隘であるため、
	当該申請地と隣接農地に住宅を新設したい」とのことです。農用地区域外で、
	確認は○○委員さんです。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地
	である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6
	項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより
	転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考え
	ます。
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9 m²です。申
	請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設され
	ます。転用理由は「墓地を移転したいため」とのことです。農用地区域外で、
	確認は〇〇委員さんです。
	農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。
	由書並且 9 並
	申請番号3番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は 30 ㎡です。 申請人は、○○町○○の□□□□□さん。転用目的は車庫で、車庫1棟 30 ㎡を建
	日では、
	したい」とのことです。農用地除外は平成30年8月6日に承認されています。
	確認は○○委員さんです。
	農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。
	申請番号4番
	○○町○○△△-△外1筆。地目はいずれも登記簿が畑、現況は宅地で申請面
	積は合計 312 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□□さん。転用目的は宅地
	拡張及び車庫、駐車場、進入路で、住宅1棟115㎡、住宅拡張59㎡、車庫1棟
	30 ㎡を建設されます。転用理由は「宅地が狭いため拡張したい。また、既存の
	宅地進入路が宅地と高低差があり不便であるため、新たに進入路を造成すると
	ともに、車庫用地及び駐車場を整備したい」とのことです。始末書が出されて
	おり「昭和50年頃に△△-△の土地の一部を通路として整備し、平成2年頃に
	△△-△の土地に住宅を増築してしまった」とのことです。農用地区域外で、確
	認は○○委員さんです。
	農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、都市
	計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第
	3 種農地と判断しました。第 3 種農地の転用は、原則転用可能となっています。
	以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
※ E	なな <u>な</u> 事数日上が説明がもかすしたが、
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
	願いいたします。

16番○○です。4番目の案件でございますが、写真と図面でいきますと30ペー

16番

発信者	議事録要旨
16番	ジからでございます。 30 ページでいいますと、 $\triangle\triangle-\triangle$ と $\triangle\triangle-\triangle$ が太く囲ってある
	とこですが、31ページには現況こういうふうになっているという図面があって、写
	真が 32 ページでありますが、 32 ページは \triangle \triangle - \triangle の写真、 33 ページは \triangle \triangle - \triangle の
	写真でございまして、既に△△-△では平家のものが建っておりますし、△△-△は通
	路になっているというところでございます。先ほど事務局から説明がありましたよう
	に、平成2年ごろに△△-△の畑に自宅を増築し、昭和50年ごろに△△-△の畑の一
	部を通用路として整備したということでございます。これらの工事は□□□□さんの
	お父さんお母さんがおこなわれたことでして、自分としては手続き等が完了し
	ていると思っていたけれども、この度北側市道に面した部分を駐車場に整備したく
	農業委員会へ相談したところ、無許可でこういうことになっていることが判明したと
	いうことでございます。存外の事とはいえ、父母が亡くなった後も確認することなく、
	結果的に長期間無断転用しておりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今
	後はこのようなことが無いように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜り
	ますようお願い申し上げますということで始末書が出ております。よろしくお願いい
	たします。
議長	他に補足説明がございますか。
1 0 平	
18番	18番○○です。□□さんとこの隣の方だ。
16番	 いや、もうちょっと離れておりますわ。公会所の手前のところから△△さんという。
1 0 %	家がありますが、あの隣になるといいますか、その塀の写真は△△さんの家の写真で、
	□□さんのところとは離れています。
議長	 補足説明が終わって質疑に入っていますが。他に質疑はございませんか。
1,7,7	
	(無しの声あり)
議長	以上で質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第103号 農地法第4条の規定による許可申請につい
	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと
	おり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第103号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、
	申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、「議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
	とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書16ページ「議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について」
于初州	説明します。1件の申請が出ております。議案書17ページをご覧ください。図面は
	34ページからです。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は 187 ㎡です。権利の種別
	は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△
	△さんです。転用目的は、宅地拡張で、住宅1棟 160 ㎡を整備されます。転用理由は
	「老朽化が進む現在の住宅が狭隘であるため当該申請地と隣接農地に住宅を新設した
	い」ということです。土地代は交換により無償。確認は○○委員さんです。
	農用地区域外で、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性
	の低い農地である」ことから、2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第
	2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用
	目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	以上について、ご審議よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
时 八	順いいたします。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませ
	んか。
	(無しの声あり)
* F	m, , b = red or FFER + Web 10 th
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。
	次に討論を1JV、より。 討論はこさV、ませんが。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第104号 農地法第5条の規定による許可申請につい

発信者	議 事 録 要 旨						
議長	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと						
	おり許可することにご異議ございませんか。						
	(無しの声あり)						
議長	異議なしと認めます。						
議長	共職なして認めまり。 よって、「議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、						
	申請のとおり許可することに決定をいたしました。						
議長	次に、「議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認						
	について」を議題とします。						
	事務局より説明を求めます。						
事務局	議案書18ページ「議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集						
	積計画の承認について」説明いたします。議案書19ページをご覧ください。今回は 設定件数5件。内訳は○○町2件、○○町1件、○○町2件となります。借り受け人						
	が4戸となっております。○○町の2件は中間管理機構が借り受け、転貸予定先は○						
	○○さんで、学校給食用の野菜を栽培される計画です。						
	この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての						
	農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の						
	内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。						
	以上、ご審議よろしくお願い致します。						
* 目	ただ人 古効日とり説明ぶざがいましたぶ (無傷)をとり夕町でご物業いたがくとし						
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと とします。14時15分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。						
	CUST, I THI UNISC IN MINISC TO TO COMPRE AUTHOR CONTROL OF THE						
	(休憩)						
議長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表して						
	いただきます。最初に○○町お願いします。						
6番	6番○○です。○○町の件ですが、2番が新規となっていますが、この実態として						
) H	は再設定と同じといいますか、両名とも変わっておられないようでして、今までの地						
	番がどういうわけかわかりませんが、377-7となっていたものが地番を調べたら377-1						
	ということで新規になっているようですが、再設定のようですので1番2番とも再設						
	定ということで妥当と判断しました。よろしくお願いします。						
議長	事務局はその扱いでいいね。						
事務局	確認をします。農政課へ。						
事物川	#世間でしまり。 成以所 `。						

発信者	議 事 録 要 旨
議長	確認をしてごすだわね。
	確認の上処理をしたいと思います。
議長	次に○○町お願いします。
16番	16番○○です。○○町1件ですが妥当と判断しておりますが、期間が2年6か月
	となっておりますが、先ほど事務局の方から聞きますと、書類の作成が4月であった
	ようですけども、提出が8月であったということから2年6か月にしたということで
	ございます。野菜を作られるということでの利用権設定でございます。よろしくお願
	いします。
議長	次に○○町お願いします。
9番	9番○○です。4番と5番につきまして、○○○という福祉会のところで学校給食
	用の野菜栽培をされるということでございます。妥当と判断いたしましたのでよろし
	くお願いいたします。
議長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
₩ □	
議長	質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
2番	2番○○です。○○の2番目ですけどね、私が確認したんですが、6年ほど前にこ
∠ 雷	2番○○ C y 。 ○○の2番音 C y り とね、私が確応したん C y が、 0 中はと前にこ のお父さん、○○さんからですね、図面、切図を、昔のものですね、切図を提供いた
	だきまして現場を確認して、ここだとおっしゃったのが377の地番でした。それで今
	「回息子さんに、○○さんちょっと調子悪くて動きができないんで、息子さん側に現場
	西恋」さんに、こうさんりょうと嗣子ぶくく動さがくさなくんと、恋」さん関に先場 で案内をしてもらったんですが、同じ田んぼです。農業委員会からお借りしている航
	空写真の地番も、今回出てまいりました謄本等の書類も 377-1 になっていますので、
	最初の時のお父さんの切図の地番の記述を見て私が確認したもんですから、従って今
	取物の時のお父さんの男因の地雷の記述を光く伝が確認したもんですがら、使うです 回新規になっているなと思って見せてもらったところでありますが、農地そのものは
	回利税になっているなど思うで見せてもらうだとこうでありますが、展地でのものは 全く同じ場所で同じ農地で確認していますので、手続き的に何か必要であればまたお
	単しつけいただければやりますので扱い方よろしくお願いいたします。
議長	ご丁寧にありがとうございました。
• •	他にはございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議長	以上で討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集
	積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異
	議ありませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第105号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
	認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしまし
	た。
議長	次に、「議第106号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定
	による意見聴取に対する意見決定について」を議題とします。
	農政課より説明を求めます。
農政課	失礼します。農政課の○○と申します。8月21日の総会において説明した内容か
長以味	「大札しより。
	8件、〇〇町1件、〇〇町9件、〇〇町9件、〇〇町2件、〇〇町が、前回5件でし
	たが、1 件減となり、〇〇町 4 件、合計 3 3 件となりました。除外の面積は、田が 10,038
	m [*] 、畑が 8,015 m [*] の計 18,053 m [*] 。編入が、田が 42 m [*] 、畑が 182 m [*] の計 224 m [*] となっ
	ています。
	また、今回追認案件は、○○町1件、○○町1件、○○町3件、○○町1件の計6
	件となっています。それでは、資料に沿って個別に説明しますが、墓地、携帯電話の
	鉄塔に係る案件につきまして詳しい説明は省略させて頂きますのでよろしくお願いし
	ます。
	$\bigcirc\bigcirc$ 町です。 1 ページをご覧下さい。第 1 変更理由書ですが、 (1) 農用地区域から
	除外する土地については、墓地の関係が2件、自宅用宅地の整備が1件、携帯電話鉄
	塔が2件、遷宮の関係が1件の計6件となります。(2)農用地区域に含める土地は、
	田1件、畑1件でそれぞれ駐車場からの編入となります。5ページをご覧下さい。変
	更土地調表になります。整理番号1、整理番号2、墓地の移転案件です。整理番号3、
	事業計画者は□□□□さん、△△番の土地を購入するにあたり、その周辺の土地を購
	入するものです。この方は、Iターン者であり、今回△△番の土地、家を購入されて
	います。実際は、進入路、庭となっており、追認案件です。17ページに所在等を載
	せています。整理番号4、携帯電話基地局の新設です。整理番号5、事業計画者は〇
	○○遷宮委員長の□□□□さん、○○○の遷宮の為の案件です。23ページに図面が
	載っていますが、隣地△△番に建っている集会所と一体となった構築物を作ります。
	最終の所有は、〇〇〇の所有となります。整理番号6、携帯電話基地局の新設です。
	整理番号7、事業計画者は□□□□さん、これは、編入の案件となります。平成28
	年1月の申請において、駐車場整備として申請しましたが、事業が中止となり、編入

¬v. 1¬. →	- >-		∧ ¬		i
発信者	三表	- 13.	銢	典	₩
70 10 10	莪	7	W/1	-	

農政課

となります。整理番号8、事業計画者は□□□□さん、これも、編入の案件となります。平成30年1月の申請において、駐車場整備として申請しましたが、事業が中止となり、編入となります。

○○町です。35ページをご覧下さい。第1変更理由書ですが、(1) 農用地区域から除外する土地については、自宅用宅地の整備が1件となります。39ページをご覧下さい。整理番号1、事業計画者は□□□□さん、居宅用住宅の新築のための除外案件となります。現在、住んでいる家の老朽化に伴い、新築をされます。第1種農地でありますが、集落接続であること、また、近隣に宅地として利用できる土地がなく、申請がありました。42ページに所在等を載せています。

○○町です。47ページをご覧下さい。(1)農用地区域から除外する土地について は、自宅用宅地の整備が1件、携帯電話の鉄塔が2件、墓地の関係が2件、駐車場整 備が1件、牧場施設整備が1件、住宅進入路が1件で計9件となります。51ページ をご覧下さい。変更土地調表になります。整理番号1、事業計画者は□□□□さん、 居宅用住宅の新築のための除外案件となります。現在、住んでいる家の老朽化に伴い 住宅の新築を行います。56ページから所在、図面等を載せています。整理番号2、 墓地の移転案件となっています。整理番号3、事業計画者は□□□□さん、駐車場と しての利用案件となっています。62ページから所在等を載せています。整理番号4、 墓地の移転案件となっています。整理番号5、整理番号6、携帯電話基地局の新設で 完成済みです。整理番号7、事業計画者は□□□□さん、牧場とその付帯施設の建設 となります。追認案件です。既に、農地としての形状はありません。72ページから 所在、図面等を載せています。整理番号8、事業計画者は□□□□さん他4名です。 宅地への進入路となります。 75ページから所在、図面等を載せています。整理番号 9、事業計画者は□□□□さん、駐車場の整備の案件です。隣地に店舗兼住宅を建て、 その店舗用の駐車場として利用するものです。77ページから所在、図面等を載せて います。

発信者	議 事 録 要 旨
農政課	ています。これは、平成30年1月に150㎡で申請が出ましたが、勾配がきつく、工事の工法変更により、さらに用地が必要となりました。101ページから所在、図面等を載せています。整理番号6、事業計画者は□□□□□さん、事業用の倉庫建設と進入路の確保案件となっています。追認案件です。103ページから所在、図面等を載せています。整理番号7、整理番号8、整理番号9は、墓地の移転案件となっています。
	○○町です。114ページをご覧下さい。(1) 農用地区域から除外する土地については、自宅用宅地及び駐車場の整備が2件となります。117ページをご覧下さい。変更土地調表になります。整理番号1、事業計画者は□□□□さん、新築住宅の建設案件となっています。追認案件です。既に、農地としての形状はありません。120ページから位置図、平面図を載せています。整理番号2、事業計画者は□□□□さん、新築住宅の建設案件となっています。第1種農地でありますが、集落接続であること、また、近隣に宅地として利用できる土地がなく、申請がありました。123ページから位置図、平面図を載せています。
	○○町です。129ページをご覧下さい。(1)農用地区域から除外する土地については、自宅用宅地及び進入路の整備が1件、墓地の関係が1件、太陽光発電設備設置が1件、山林の新植関係が1件で計4件となります。133ページをご覧下さい。変更土地調表になります。整理番号1、事業計画者は□□□□さん、農地から林地とし、植林をする案件となっています。前回の説明時から、非農地の整理が進み、20,637㎡から7,560㎡の除外面積となりました。また、前回整理番号3の○○地区は全て非農地扱いとなりましたので、申請そのものを取り下げました。137ページから位置図を載せています。整理番号2、事業計画者は□□□□さん、住宅用の駐車場と進入路の案件となります。前回の説明時は、2,685㎡全部の申請が出ていましたが、修正があり、内785㎡の除外面積となりました。139ページから位置図を載せています。整理番号3、事業計画者は□□□□さん、太陽光発電施設の設置案件となります。141ページから位置図、図面を載せています。整理番号4、は墓地の移転案件となっています。
議長	ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。
議長	(無しの声あり)無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨					
議長	討論を終わります。					
	お諮りいたします。「議第106号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第					
	条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当と					
	して市長に報告することにご異議ございませんか。					
	(無しの声あり)					
議長	異議なしと認めます。					
	よって、「議第106号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規					
	定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に					
	報告することに決定をいたしました。					
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。					
事務局	ご起立下さい。					
	一同互礼。					
	ご着席ください。					
事務局	【その他事項】					
	(1) 農業委員視察研修について					
	(2) 平成31年度「雲南市農業振興施策に関する意見書」について					
	(3) 利用権設定の終期通知について					
	(4) 農業委員、推進委員合同会議の開催概要について					
	(5) 7月豪雨災害義援金について					

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

	日	月	年	平成
	* F			
<u>:</u>	議 長			
Į.	署名委員			
Į	署名委員			